

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条の二）</p> <p>第二章～第四章 （略）</p> <p>第五章 中間キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第一節 総則（第六十九条―第七十一条）</p> <p>第二節 中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第七十二条・第七十三条）</p> <p>第六章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の二に規定する外国会社をいう。第六章において同じ。）が提出する財務書類のうち、中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。</p> <p>（共通支配下の取引等の注記）</p> <p>第五条の十二 財務諸表等規則第八条の二十及び第八条の二十一の規</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章～第四章 （略）</p> <p>第五章 中間キャッシュ・フロー計算書（第六十九条―第七十三条）</p> <p>第六章 （略）</p> <p>附則</p> <p>様式</p> <p>第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の二に規定する外国会社をいう。以下同じ。）が提出する財務書類のうち、中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによるものとする。</p> <p>（共通支配下の取引等の注記）</p> <p>第五条の十二 財務諸表等規則第八条の二十及び第八条の二十一の規</p>

定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収合併した場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、財務諸表等規則第八条の二十第三項及び第八条の二十一第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、財務諸表等規則第八条の二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。

(追加情報の注記)

第六条 この規則において特に定める注記のほか、中間財務諸表提出会社の利害関係人が、中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政及び経営の状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収した場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、財務諸表等規則第八条の二十第三項及び第八条の二十一第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、財務諸表等規則第八条の二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。

(追加情報の注記)

第六条 この規則において特に定める注記のほか、中間財務諸表提出会社の利害関係人が、当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政及び経営の状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(営業外収益の表示方法)

第四十六条 (略)

2 営業外収益に属する収益のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該収益が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

(営業外費用の表示方法)

第四十七条 (略)

2 営業外費用に属する費用のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該費用が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

(営業外収益の表示方法)

第四十六条 (略)

2 営業外収益に属する収益のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該収益が科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

(営業外費用の表示方法)

第四十七条 (略)

2 営業外費用に属する費用のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該費用が科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第一項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

第五十二条の二 (略)

2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額について準用する。この場合において、同項中「当期純利益金額」とあるのは「中間純利益金額」と、「当期純損失金額」とあるのは「中間純損失金額」と読み替えるものとする。

3～6 (略)

第五十二条の二 (略)

2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額について準用する。この場合において、同条第二項中「当期純利益金額」とあるのは「中間純利益金額」と、「当期純損失金額」とあるのは「中間純損失金額」と読み替えるものとする。

3～6 (略)

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案

現行

様式第二号 【中間損益計算書】		様式第二号 【中間損益計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
	前中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	××××	××××	××××
売上原価	××××	××××	××××
売上総利益 (又は売上総損失)	××××	××××	××××
販売費及び一般管理費	××××	××××	××××
営業利益 (又は営業損失)	××××	××××	××××
営業外収益	××××	××××	××××
営業外費用	××××	××××	××××
経常利益 (又は経常損失)	××××	××××	××××
特別利益	××××	××××	××××
特別損失	××××	××××	××××
税引前中間純利益 (又は税引前中間純損失)	××××	××××	××××
法人税、住民税及び事業税	××××	××××	××××
法人税等調整額	××××	××××	××××
法人税等合計	××××	××××	××××
中間純利益 (又は中間純損失)	××××	××××	××××

区 分	注記番号	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の要約損益計算書	
		金額 (円)	百分比 (%)	金額 (円)	百分比 (%)	金額 (円)	百分比 (%)
Ⅰ 売上高		××××		××××		××××	
Ⅱ 売上原価		××××		××××		××××	
Ⅲ 売上総利益 (又は売上総損失)		××××		××××		××××	
Ⅳ 販売費及び一般管理費		××××		××××		××××	
Ⅴ 営業利益 (又は営業損失)		××××		××××		××××	
Ⅵ 営業外収益		××××		××××		××××	
Ⅶ 営業外費用		××××		××××		××××	
Ⅷ 経常利益 (又は経常損失)		××××		××××		××××	
Ⅸ 特別利益		××××		××××		××××	
Ⅹ 特別損失		××××		××××		××××	
Ⅺ 税引前中間純利益 (又は税引前中間純損失)		××××		××××		××××	
Ⅻ 法人税、住民税及び事業税		××××		××××		××××	
Ⅼ 法人税等調整額		××××		××××		××××	
Ⅽ 中間純利益 (又は中間純損失)		××××		××××		××××	

(記載上の注意)
別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、前事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等又は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
6. 前事業年度の株主資本等変動計算書については、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高の記載欄に事業年度中の変動額及び事業年度末残高を記載すること。
7. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案

現行

様式第四号 【中間キャッシュ・フロー計算書】		様式第四号 【中間キャッシュ・フロー計算書】			
		(単位：円)			
	前中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		
営業活動によるキャッシュ・フロー					
一					
営業収入	×××	×××	×××		×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××	△×××		△×××
人件費の支出	△×××	△×××	△×××		△×××
その他の営業支出	△×××	△×××	△×××		△×××
小計	×××	×××	×××		×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××	×××		×××
利息の支払額	△×××	△×××	△×××		△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××	△×××		△×××
……………	×××	×××	×××		×××
法人税等の支払額	△×××	△×××	△×××		△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××		×××
二					
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××		△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××	×××		×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××	△×××		△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××	×××		×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××		△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××	×××		×××
貸付けによる支出	△×××	△×××	△×××		△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××	×××		×××
……………	×××	×××	×××		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××		×××
財務活動によるキャッシュ・フロー					
	×××	×××	×××		×××
一					
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××		×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××	△×××		△×××
人件費の支出	△×××	△×××	△×××		△×××
その他の営業支出	△×××	△×××	△×××		△×××
小計	×××	×××	×××		×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××	×××		×××
利息の支払額	△×××	△×××	△×××		△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××	△×××		△×××
……………	×××	×××	×××		×××
法人税等の支払額	△×××	△×××	△×××		△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××		×××
二					
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××		△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××	×××		×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××	△×××		△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××	×××		×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××		△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××	×××		×××
貸付けによる支出	△×××	△×××	△×××		△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××	×××		×××
……………	×××	×××	×××		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××		×××
財務活動によるキャッシュ・フロー					
	×××	×××	×××		×××

短期借入れによる収入	×××	×××	×××
短期借入れの返済による支出	△×××	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××	×××
長期借入れの返済による支出	△×××	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××	△×××
……………	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

貸付金の回収による収入	×××	×××	×××
……………	×××	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案

現行

様式第五号 【中間キャッシュ・フロー計算書】				様式第五号 【中間キャッシュ・フロー計算書】			
営業活動によるキャッシュ・フロー		（単位：円）		前事業年度の要約		前事業年度の要約	
前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の要約	前事業年度の要約	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の要約	前事業年度の要約
（自 平成 年月 日 至 平成 年月 日）	（自 平成 年月 日 至 平成 年月 日）	（自 平成 年月 日 至 平成 年月 日）	（自 平成 年月 日 至 平成 年月 日）	（自 平成 年月 日 至 平成 年月 日）	（自 平成 年月 日 至 平成 年月 日）	（自 平成 年月 日 至 平成 年月 日）	（自 平成 年月 日 至 平成 年月 日）
営業活動によるキャッシュ・フロー							
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息及び受取配当金	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
為替差損益（△は益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
損害賠償損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
売上債権の増減額（△は増加）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
たな卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
仕入債務の増減額（△は減少）	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
小計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××
法人税等の支払額	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー							
有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー							

△	投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××	
	投資有価証券の売却による収入	×××	×××	×××	
	貸付けによる支出	△×××	△×××	△×××	
	貸付金の回収による収入	×××	×××	×××	
	……………	×××	×××	×××	
	投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××	
	財務活動によるキャッシュ・フロー				
	短期借入れによる収入	×××	×××	×××	
	短期借入金の返済による支出	△×××	△×××	△×××	
	長期借入れによる収入	×××	×××	×××	
	長期借入金の返済による支出	△×××	△×××	△×××	
	社債の発行による収入	×××	×××	×××	
	社債の償還による支出	△×××	△×××	△×××	
	株式の発行による収入	×××	×××	×××	
	自己株式の取得による支出	△×××	△×××	△×××	
	配当金の支払額	△×××	△×××	△×××	
	……………	×××	×××	×××	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××	
	現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××	
	現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××	×××	
	現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××	
	現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	×××	
	(記載上の注意)				
	1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を準拠して記載することができる。				
	2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。				
	3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。				
	4. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。				
	有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××	
	有価証券の売却による収入	×××	×××	×××	
	有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××	△×××	
	有形固定資産の売却による収入	×××	×××	×××	
	投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××	△×××	
	投資有価証券の売却による収入	×××	×××	×××	
	投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××	
	財務活動によるキャッシュ・フロー				
	短期借入れによる収入	×××	×××	×××	
	短期借入金の返済による支出	△×××	△×××	△×××	
	長期借入れによる収入	×××	×××	×××	
	長期借入金の返済による支出	△×××	△×××	△×××	
	社債の発行による収入	×××	×××	×××	
	社債の償還による支出	△×××	△×××	△×××	
	株式の発行による収入	×××	×××	×××	
	自己株式の取得による支出	△×××	△×××	△×××	
	配当金の支払額	△×××	△×××	△×××	
	……………	×××	×××	×××	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××	
	現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××	
	現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	×××	×××	×××	

VI 現金及び現金同等物 の期首残高	×××	×××	×××
VII 現金及び現金同等物 の中間期末残高	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。